

平成 27 年 12 月 17 日
総務省 九州管区行政評価局

「国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視」の結果に基づく改善措置状況 (2 回目のフォローアップ)

九州管区行政評価局（局長：角田^{つのだ} 祐一^{ゆういち}）は、国が管理する直轄河川について、河川区域の適切な管理及びそれによる住民の安全・安心を確保する観点から、平成 26 年 4 月から 9 月にかけて、管内の宮崎行政評価事務所を動員して、その管理状況等について調査し、同年 10 月 16 日、九州地方整備局に対して必要な改善措置を講ずるよう通知しました。

これに対して、九州地方整備局から、改善状況についての回答（平成 27 年 2 月 3 日）があり、河川管理施設の修繕、許可工作物設置者に対する指導・助言などの改善措置が講じられています。

この度、その後の改善状況についてフォローアップを行いましたので、その結果を公表します。

〔本件照会先〕

総務省 九州管区行政評価局

担当：第二部第 3 評価監視官 杉山 信政

電話：092-431-7095（直通）

Eメール：ksy23@soumu.go.jp

「国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視」の結果に基づく改善措置状況 (2回目のフォローアップ)〈概要〉

〈調査の背景〉

- ・ 近年、九州地方では、記録的な豪雨により、国の管理する堤防が決壊するなどの甚大な被害が発生。より適切な河川管理とともに、洪水等の災害時における対策についても、一層の推進が必要
- ・ 河川管理施設の中には、老朽化や維持・修繕が不十分となり、本来の機能を十分に発揮できないもの、河川敷地においても、不法占用や不法投棄、船舶の不法係留等が発生

調査実施時期：平成26年4月～9月
 所見表示先：九州地方整備局
 所見表示日：平成26年10月16日
 回答日（1回目）：平成27年2月3日
 回答日（2回目）：平成27年12月8日

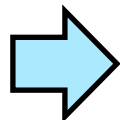
主な所見表示事項（調査結果）

主な改善措置状況（回答内容）

※①斜体は1回目の回答、②ゴシック体は2回目の回答

河川管理施設の適切な管理及び許可工作物設置者に対する適切な指導・助言による適正な河川管理の実施

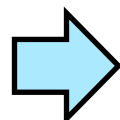
（許可工作物設置者による定期点検の報告が不適切。河川管理施設・河川工作物について、護岸の陥没・倒壊のおそれ、樋門・樋管の進入防止柵が無施錠、施設の老朽化が進行等の事例あり



- ① 指摘事例について、河川管理施設の修繕、許可工作物設置者に対する指導・助言などの措置を実施。管内の河川（国道）事務所に対し、河川巡視を適切に実施し、異状等を確認した場合は速やかに適切な措置を講ずるよう指導。許可工作物について、点検の実施・報告の徹底などを指導
- ② 委託先自治体に対する指導の結果、全ての市町村で樋門・樋管の操作体制を多重化。点検整備結果の期限内報告を励行させ、河川管理施設等の管理状況を的確に把握

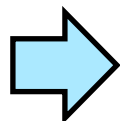
占用許可事務の適切な実施。河川敷地の占用許可を受けている市町村等に対する制度の趣旨の徹底。市町村が占用許可を受けている河川敷地について、本来の使用目的どおりの使用の指導等

（占用許可期間満了後に必要な更新手続きを行わず無許可期間が発生、河川敷地で許可目的外の使用や無許可で工作物を設置等の事例あり



- ① 管内の河川（国道）事務所に対し、河川敷地の占用許可を受けている市町村について、制度の趣旨の周知徹底とともに、更新時における適正な事務の実施を指導。面的占用許可を受けている市町村に対し、適切な時期に許可更新が行われるよう指導するとともに、河川公園等が本来の許可目的どおりの使用がなされるよう必要な対策を指導
- ② 市町村等に対し、更新許可申請の的確な実施、独占的使用の禁止、不法物件の撤去等を再度指導。洪水等による車両流出等を防止するため、河川敷駐車場の占用許可条件に洪水時対応の条項を追加

把握した不法占用事例及び不法投棄事例の速やかな撤去等の指導。長期間不法占用が続いている事例に対する適切かつ効果的な是正措置の実施。不法係留船対策の推進



- ① 指摘事例全てについて、指導等を行い、不法占用物件等の撤去等を実施。管内の河川（国道）事務所に対し、不法占用等案件について、速やかな撤去等の措置を指導。長期化している事案については、本局とのヒアリング等を活用し、今後その解消に努力
- ② 指摘された不法占用・不法投棄事例の8割が改善済み。残りも平成27年度中に改善予定。長期化している事例についても指導を実施して一部改善。繰り返し撤去を指導しても是正されない不法係留船については河川法第75条の河川管理者の監督処分を行うなど計画的に撤去を実施中

「国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視」所見表示事項及びその回答(改善措置状況)

実地調査時期：平成26年4月～9月、所見表示先：九州地方整備局

所見表示日：平成26年10月26日、回答日：平成27年2月3日、2回目回答日：平成27年12月8日

所見表示事項	九州地方整備局の回答（改善措置状況）
	<div data-bbox="1144 406 1877 497" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>→：1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況 ⇒：2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>→ 所見表示事項については、管内の関係事務所に対し、次のとおり、文書や会議等の場で指導を行った。</p> <p>① 平成26年11月4日、管内の河川系事務（管理）所に対し、所見表示内容を確認し、適正な河川管理事務を実施するよう文書で指導した。</p> <p>② 平成26年10月23日の管内技術副所長会議、同年11月6日、14日、18日及び27日開催の（ブロック）担当者会議並びに同年11月4日から12月5日にかけて全事務所で実施した河川維持管理監査において、それぞれ個別に指導を行った。</p> <p>なお、河川管理に関する知識の習得を目的とした河川管理研修（10月20日～24日）や実務的な点検の適切な実施・評価などに重点をおいた河川保全研修（12月8日～12日）においても指導を行った。</p> <p>また、個別の改善措置状況は、次のとおりである（次ページ以下の1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況を参照）。</p> <p>⇒ 九州地方整備局では、九州管区行政評価局の所見表示事項について、前回の回答後も、管内の河川系事務（管理）所に対し、定期的に関催する事務所長会議等において、引き続き河川管理施設等の適切な維持管理、不法占用等の解消に向け、不断の努力を行うよう繰り返し指導するとともに、指摘のあった事例については毎月、関係事務所の是正措置状況の監理・指導を行った。</p> <p>前回の回答後の、管内の河川系事務（管理）所における個別の改善措置状況は、次のとおりである（次ページ以下の2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況を参照）。</p>

所見表示事項	九州地方整備局の回答（改善措置状況）
<p>1 河川管理施設等の維持管理状況</p> <p>(1) 河川管理施設等の適切な維持管理</p> <p>九州地方整備局は、適正な河川管理の実施を推進する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 河川管理施設について、河川巡視規程等に基づき、チェックリスト等を活用するなどして、異状や危険な状態を確実に把握し、適切に河川巡視等を実施すること。</p> <p>また、異状等を確認した場合は、速やかに適切な処置を行うこと。</p> <p>② 許可工作物について、設置者による点検の実施及び河川（国道）事務所に対する設置者からの点検結果の報告を確実に行わせること。また、点検結果の報告、河川巡視等により、河川管理上支障となるような施設の異状等を確認した場合は、速やかに設置者における対応方針を確認し、河川管理上の観点から不適切と判断される場合には、適切な対応を指導するとともに、必要に応じて修繕等に関する助言を行うこと。また、その措置状況についても、報告を求めるとして確認し、記録に留めておくこと。</p> <p>(2) 樋門・樋管の操作員の体制の多重化</p> <p>九州地方整備局は、操作員による樋門・樋管の点検整備結果を適時、確実に把握する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 操作員について、高齢化の進展や、被用者が操作員の主要な担い手となり</p>	<p>1 河川管理施設等の維持管理状況</p> <p>→ (1) 管内の河川系事務（管理）所に対し、河川管理施設の適切な維持管理に資するため、河川巡視規程に基づき河川巡視を適切に実施し、異状及び変化等を確認した場合には、措置判断を含めて記録に留め、速やかに適切な措置を講ずるよう指導した。</p> <p>許可工作物については、河川法及び「許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン」（平成26年4月10日河川部長通知）に基づき、許可工作物設置者に対して点検の実施を徹底するとともに結果の報告を求める。また、河川管理上不適切と判断される場合には、適切な対応を指導するなど、確実な改善が図られるよう徹底した。</p> <p>なお、指摘のあった河川管理施設に係る19事例については、全て措置を行い、平成26年12月末までに、改善済み12件、平成26年度中に改善予定5件及び次年度改善予定2件となっている。また、許可工作物に係る24事例については、全ての設置者に対し連絡・助言等を行った結果、平成26年12月末までに、14件が改善されたことを確認している。</p> <p>⇒ (1) 指摘のあった河川管理施設に係る19事例については、平成27年10月末までに17件が改善済みである。残り2件のうち、1件は設置者から撤去工事の申請を受理しており、平成27年度中に改善予定となっている。もう1件も、平成28年度までに改善予定となっている。</p> <p>また、許可工作物に係る24事例については、設置者に対する指導の結果、平成27年10月末までに16件が改善済みである。残り8件も、全て平成27年度中に改善予定となっている。</p> <p>→ (2) 管内の河川系事務（管理）所に対し、河川管理施設の点検整備及び操作を的確に行うため、委託先自治体に対し、操作員に加えて地元住民から操作代理人を定めるよう要請する（例年年度末）とともに、「樋門の無動力化と共同管理ガイドラインについて」（平成22年3月30日河川部長通知）に基づき、ゲートの無動力化、地域共同管理（グループ管理）に努めるよう改めて指導</p>

所見表示事項	九州地方整備局の回答（改善措置状況）
<p>つつある現状を踏まえ、操作員に加えて地元住人からの同代理人の指名を促進するとともに、同代理人を積極的に活用するなど、体制の多重化を推進するよう市町村へ要請すること。</p> <p>② その上で、操作員による樋門・樋管に係る点検整備結果を適切に報告するよう市町村へ要請するとともに、その状況についての的確に把握すること。</p>	<p>した。</p> <p>また、操作管理委託契約書に基づき、点検整備結果を提出するよう委託先自治体を指導（随時）することとする。</p> <p>⇒ (2) 管内の河川系事務（管理）所では、出水期前に行う樋門・樋管の点検並びに操作説明会等において、委託先自治体に対して操作体制の多重化や点検整備結果の期限内報告を行うよう繰り返し指導した。また、施設管理に支障が生じないよう、改善が必要なものは点検後速やかに報告するよう併せて指導した。</p> <p>その結果、平成27年10月現在、全ての委託先自治体（84市町村）が操作員代理人を指名するなどして樋門・樋管の操作体制の多重化を図った。また、点検整備結果の期限内報告も励行されており、管内の河川系事務（管理）所では、その状況についての的確に把握している。</p>
<p>2 河川の不法占用等の解消に向けた取組状況</p> <p>(1) 占用許可の適正な実施</p> <p>九州地方整備局は、河川敷地の占用許可の適正な運用を確保する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 河川敷地の占用の許可を受けている市町村等に対し、制度の趣旨を改めて徹底すること。特に、連続して更新許可の申請を失念している市町村等については、準則の規定に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前より短い占用期間の設定、不許可処分等の措置をとるなどの対応も検討すること。</p> <p>② 河川現況台帳等を活用し、占用の許可期間の満了後も継続して占用を予定する市町村等については、無許可の期間が生ずることのないよう、許可の更新申請が行われるまでの的確に指導すること。</p> <p>③ 占用の許可の更新に係る審査に当たっては、準則の規定に基づき適正かつ厳正に行うこと。特に、許可施設の工作物等について改善指導を行っている事項がある場合、改善状況を必ず確認すること。</p> <p>④ 占用の許可後、河川巡視の際に、占用が許可の内容どおりに行われている</p>	<p>2 河川の不法占用等の解消に向けた取組状況</p> <p>→ (1) 管内の河川系事務（管理）所に対し、河川敷地の占用の許可を受けている市町村等について、占用許可制度の趣旨を改めて周知徹底するとともに、占用許可更新申請時期の確認及び河川巡視、更新時における占用物件の確認など適正な許認可事務を実施するよう指導した。</p> <p>特に、市町村等による面的占用関係においては、占用状況の把握に努めるとともに適切な時期に許可更新が行われるよう関係市町村に対し、指導することとする。また、市町村が占用許可を受けている河川公園等については、本来の許可目的どおりの使用がなされるよう市町村に対し必要な対策をとらせることとする。</p> <p>⇒ (1) 管内の河川系事務（管理）所では、出水期前点検等において、河川敷地の占用の許可を受けている市町村等に対し、更新許可申請の的確な実施、独占的使用の禁止及び不法物件の撤去等占用許可制度について再度指導した。</p> <p>指摘のあった中間市の更新許可申請の遅れについては、平成26年12月24日付けで占用許可を行った。今後とも管内の河川敷地において無許可占用の</p>

所見表示事項	九州地方整備局の回答（改善措置状況）
<p>か必ず確認すること。</p> <p>⑤ 市町村が運動広場、河川敷公園等として占用許可を受けている河川敷地について、次のとおり、市町村を指導すること。</p> <p>i 占用許可の目的や内容どおりの使用が可能となるように整備、整頓させるとともに、河川敷地の利用規定等を整備させるなどして、独占的な使用を改めさせること。</p> <p>ii 河川管理者の許可を得ずに設置している工作物等について、i) 市町村が設置しているものについては、許可の申請又は可搬式への変更などの措置、ii) 市町村以外の者が設置しているものについては、必要に応じ撤去等の措置をそれぞれとらせること。</p> <p>iii 占用許可に付した条件を確実に履行させること。特に、占用状況の報告については、報告様式を示すとともに、期限を明示することにより、確実に報告を求めること。</p> <p>(2) 不法占用等の適切かつ効果的な是正</p> <p>九州地方整備局は、不法行為を是正し、河川の適正な利用を推進する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 把握できた不法占用及び不法投棄について、速やかに撤去の指導等を行うこと。</p> <p>② 長期間にわたり不法占用が続いている事例について、河川法の規定に基づき原状回復を命ずるなど、適切かつ効果的な是正措置をとるとともに、なお改善されないものについては、所定の手続を進め、他の手段によって原状回復の履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる場合は、行政代執行も検討すること。</p>	<p>状態となることのないよう引き続き指導していく。</p> <p>また、占用許可を受けている河川敷地内に、河川管理者の許可を得ずに設置している工作物等については、個別に検討した上で、許可要件を満たすと考えられるものについては、平成 27 年度中に許可することとしている。一方、許可要件を満たさないものについては、市に対し、平成 27 年度中に撤去させるよう設置者を指導するとともに、設置者が撤去しない場合には、市が撤去するよう指導した。</p> <p>→ (2) 管内の河川系事務（管理）所に対し、不法占用等案件について、河川砂防技術基準（維持管理編）に基づき、速やかな撤去等の措置を講ずるよう指導した。特に、長期化している案件や悪質な案件等については、本局との不法占用ヒアリング等を活用し、その解消に努めるものとする。</p> <p>なお、指摘のあった不法占用、投棄に係る 40 事例については、平成 26 年 12 月末までに、全てに指導等の措置を行い、改善済み 24 件となっている。また、長期化等している 37 事例については、上記のとおりの方針で、今後着実にその解消を図っていく予定である。</p> <p>⇒ (2) 不法占用の解消に向け、平成 27 年 7 月から 8 月にかけて管内全ての河川系事務（管理）所を対象に不法占用ヒアリングを実施して指導した。</p> <p>指摘のあった不法占用及び不法投棄に係る 40 事例については、平成 27 年 10 月末までに 32 件が改善済みであり、残りの 8 件も平成 27 年度中に改善予定となっている。</p> <p>また、長期間にわたり不法占用が続いている 37 事例については、指導の結果、平成 27 年 10 月末までに 3 件改善を行った。残りについても、河川改</p>

所見表示事項	九州地方整備局の回答（改善措置状況）
<p>(3) 不法係留船対策の推進</p> <p>九州地方整備局は、河川における不法係留船対策を推進する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 発見した不法係留船については、所有者等の実態把握を行ったものから、速やかに、除却、原状回復等の指導、警告看板の設置等により行為者に対する撤去指導を行うこと。</p> <p>② 不法係留船のうち、船舶の用をなしていない沈船及び破損船については、行為者に対する撤去指導を繰り返し行うとともに、なお是正されないものについては、法令に基づく強制的な撤去措置を講ずるなどして、違法な状態の解消を図ること。</p> <p>なお、行為者に対する撤去指導・撤去措置に当たっては、係留規制を効率的に実施するため、重点的撤去区域の設定の有無にかかわらず、その事跡を船舶（沈船及び破損船）ごとに整理・記録することが望ましい。</p>	<p>修事業の進捗状況を勘案しながら、引き続き市町村等関係機関と連携して指導を行い、河川法第 77 条の指示書の交付や第 75 条の河川管理者の監督処分の手続を進め、他の手段によって原状回復の履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる場合には、行政代執行も検討するなどして、着実にその解消を図っていく予定である。</p> <p>→ (3) 管内の河川系事務（管理）所に対し、「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成 10 年 2 月 12 日河川局長通知）及び「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画について」（平成 25 年 5 月 22 日水管理・国土保全局水政課長通知）に基づき的確に対策を実施することを改めて指導した。</p> <p>併せて、発見した不法係留船については、所有者等の実態把握を行ったものから、速やかに、除却、原状回復等の指導、警告看板の設置等により行為者に対する撤去指導を行うこと、及び不法係留船のうち、船舶の用をなしていない沈船及び破損船については、行為者に対する撤去指導を繰り返し行うとともに、なお是正されないものについては、法令に基づく強制的な撤去措置を講ずるなどして、違法な状態の解消を図るよう指導した。</p> <p>なお、行為者に対する撤去指導・撤去措置については、その事跡を整理、記録するなどの対策を行い、関係機関との協議を進めるものとする。</p> <p>⇒ (3) 不法係留船対策の推進のため、平成 27 年 7 月から 8 月にかけて、管内全ての河川系事務（管理）所を対象に不法占用ヒアリングを実施し、所有者の確認及び撤去指導等の状況を確認するとともに、その記録について指導した。</p> <p>不法係留船対策については、河川局長通知「計画的な不法係留船対策の促進について」に基づき、河川系事務（管理）所が市町村等関係機関と連携して計画的に推進しており、遠賀川河川事務所では、同通知に基づき、遠賀川河口域を第 1 期から第 5 期に分けて重点的撤去区域を設定し、不法係留船対策を順次実施（現在は第 4 期対策を実施）している。繰り返し撤去を指導しても是正されない船舶については、所有者に対し、河川法第 75 条に基づく</p>

所見表示事項	九州地方整備局の回答（改善措置状況）
<p>(4) 洪水に備えた河川敷駐車場の使用制限の徹底</p> <p>九州地方整備局は、洪水等による車両の流出、浸水を防止する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 占有許可を与えている河川敷公園等の駐車広場について、現行の駐車広場管理規則等により、利用時間外及び洪水のおそれがある場合の使用の禁止などの使用制限について規定されているかを確認すること。</p> <p>② 更新許可審査時に、駐車広場に係る進入防止設備の設置状況、洪水時における使用制限の警告看板の設置状況など現行の駐車広場管理規則等に規定されている事項の取組状況を確認すること。</p>	<p>河川管理者の監督処分の手続により3か月以内の撤去を命じ、命令に応じない場合には、行政代執行により撤去しており、着実に不法係留船の解消を図っている（平成22年度の716隻から27年度には249隻まで改善）。</p> <p>なお、指摘のあった沈船及び破損船5隻のうち、3隻は平成27年10月までに撤去済みであり、残りの2隻は次期の重点的撤去区域内にあるため同期に、計画的に撤去することとしている。</p> <p>また、宮崎河川国道事務所でも、平成27年10月までに14隻の撤去を行っており、今後も計画的に不法係留船の解消を図っていく予定である。</p> <p>→ (4) 管内の河川系事務（管理）所に対し、洪水時等による車両の流出、浸水を防止するため、占有許可を与えている河川敷公園等の駐車広場について、現行の駐車広場管理規則等により、利用時間外及び洪水のおそれがある場合の使用の禁止などの使用制限について規定されているかを確認するとともに、更新許可審査時に、駐車広場に係る進入防止設備の設置状況、洪水時における使用制限の警告看板の設置状況など現行の駐車広場管理規則等に規定されている事項の取組状況を確認した上で、占有者に対し、必要な条件を付したり、流出防止対策を実施するよう指導した。</p> <p>⇒ (4) 洪水等による車両の流出、浸水を防止するため、管内全ての河川敷駐車場77か所における管理規則の制定状況等の確認を行った。その結果を踏まえ、今後は使用制限について確実な指導が可能となるよう平成27年4月1日付けの許可から河川敷駐車場の占有許可条件に洪水時対応の条項を追加するとともに、更新時期が到達していない駐車場についても管理規則を早期に制定するよう要請した。また、各河川系事務（管理）所においては、出水の度に履行状況を確認して安全管理に努めている。</p>

<参考>

九州管区行政評価局が指摘した事例のその後の改善状況（主なもの）

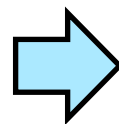
<河川管理施設>

○護岸の一部が陥没しているもの



【西川・島津排水樋管】

(工事実施後)



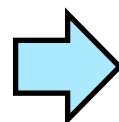
<許可工作物>

○樋管の管理橋の入口に進入防止柵が設置されていないもの



【穂波川・萩原用水樋管】

(進入防止柵設置後)

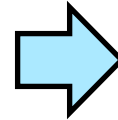


○老朽化が進行し、樋管の門柱に亀裂が生じているもの



【犬鳴川・花の木用水樋管】

(工事实施後)



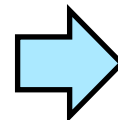
<不法占用事例>

○堤防上に用途廃止済みのバス待合所が撤去されていないもの



【英彦山川・堤防の川裏 (法面)】

(撤去後)

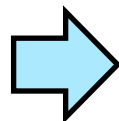


<不法投棄事例>

○堤防天端に木製の収納庫が投棄されているもの



【中元寺川・堤防天端】



(撤去後)

